

研究不正再発防止をはじめとする 高い規範の再生のためのアクションプラン (概要)

平成26年8月27日
理化学研究所

1. 「研究不正再発防止のための改革委員会(岸輝雄委員長)」の提言書を真摯に受け止め、高い規範を再生すべく、組織運営の抜本的な改革に向けて、アクションプランを策定

2. 改めて自らを省み、以下に挙げる諸課題を認識

- (1) 法人経営に外部の視点を反映し、リスク管理を踏まえたトップマネジメントを強化する必要があった
- (2) 発生・再生科学総合研究センターは、発足以来14年間に大きな成果を上げてきたものの、固定化された運営体制が長年にわたり継続し、構造疲労を起こしていた
- (3) 研究不正行為の著者の責任と、組織として実施する予防措置に至らぬ点があった

3. 本アクションプランが目指すものは、「理研のための理研改革」ではなく、より建設的な「社会のための理研改革」。改革は、研究不正の防止に止まらず、自らの社会的使命を再確認した上で、真に実効性ある運営改革を目指す4つの柱で推進

- (1) あるべき理研へと生まれ変わるために必要なガバナンスの強化
- (2) これまでの固定化された運営体制を廃し、近年の科学的潮流を踏まえた目的志向の研究体制に重点化するべく発生・再生科学総合研究センターの解体的な出直し
- (3) 高い規範を再生するために必要な研究不正防止策の強化
- (4) 改革を着実に実行するため、第三者によるアクションプラン実施のモニタリング

(1) ガバナンスの強化について

課題	アクションプランにおける取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ① 研究所経営(特にリスクマネジメント※)を強化するために外部の意見を取り入れる仕組みの充実 ② 研究遂行の自由度を確保しつつ、研究不正の防止を実効性あるものにするための体制の強化 ③ 所属長による実験記録の管理や研究員への指導義務の責務を規定してきたが、実行は研究者任せ 	<p>1. ガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「経営戦略会議」の設置 構成員の過半数は外部有識者 ② 理事長直轄の「研究コンプライアンス本部」を設置 研究不正対策実施の指揮権 ③ 研究倫理教育責任者の設置 研究コンプライアンス本部長を「研究倫理教育統括責任者」とし、その下で、倫理教育の実施、受講管理等を行う「研究倫理教育責任者」を各研究センター等に配置
<ul style="list-style-type: none"> ④ 3000人を超える研究者と職員を擁す組織であるが、理事は5名。そのうち研究担当理事は1名で大きな負担 ⑤ 科学者の立場から理事長を補佐する体制の充実 ⑥ 平成26年6月の独立行政法人通則法の改正も踏まえた監事機能の強化 	<p>2. 役員の補佐体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 研究政策審議役の設置 研究政策の立案・調整を担い、研究担当理事を補佐 ⑤ 主任研究員の中から理事長補佐役を任命 ⑥ 「監事・監査室」を設置 監事監査と内部監査の連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ⑦ センター広報と本部広報室間の指揮命令やチェック機能の改善 	<p>3. 広報体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 適切な広報体制の構築 報道発表手順の明確化。本部の広報機能を充実させ、各センター等との役割分担を明確化

※ 危機に直面したときの内部統制や情報発信等に係る経営判断

(2) 発生・再生科学総合研究センターの解体的な出直し



課題(改革委員会の指摘)

- ① 任期制職員の雇用を確保した上でセンターを解体すべき
- ② 発生・再生科学分野の世界の動向を踏まえ、新たにミッションを再定義し、必要とされる研究分野を新たに選考・設定することが必要
- ③ 他の生命科学系センターとの合体、再編成も視野に入れることが必要
- ④ センターを刷新する上で、新たなリーダーシップへの見直しが必要
- ⑤ 組織の人事を一新すること
- ⑥ アドバイザリー・カウンスルによる国際的視点からの評価、アドバイスに従った組織改革が必要
- ⑦ グループディレクター会議(GD会議)に代えて、外部有識者が参加する新たなガバナンス(運営体制)が必要
- ⑧ 人事委員会により採用の透明性、客観性を担保すること
- ⑨ 適切な広報・報道発表のための諸方策が必要
- ⑩ 他機関との協力関係の強化など日本全体の研究力強化に貢献すること

アクションプランにおける取組内容

1. 研究組織の改革(本年11月までに実施)

- 「多細胞システム形成研究センター(仮称)」として解体的な出直し
- これまでの固定化された運営体制を廃し、近年の科学的潮流を踏まえた目的志向の研究体制に重点化
- 現行の5つのプログラムのうち、シニア研究者を中心とした「中核プログラム」及びセンター長直轄の「センター長戦略プログラム」は廃止し、「先端技術支援・開発プログラム」は、理研全体の支援機能を共通運用し効率化するため、他のセンターに移管。これにより、センターの規模は半分程度に縮減。研究者の雇用は確保
- 若手・中堅中心の「創造的研究推進プログラム」は、他のプログラムから移行する一部の研究室を含めて、新たな目的志向のプログラムに再編・重点化

2. 新センター長の選考(本年度中を目途に実施)

- 外国人研究者を含む委員会を設置し、今後の科学的潮流を見据えた研究の方向性を踏まえて、研究、マネジメント両面において優れた新センター長を選考

3. 運営体制の改革(本年9月中に実施)

- 運営主体であったGD会議を廃止し、外部有識者を含む「運営会議」を設置
- 人事委員会を設置し、外部の者の参加も得て透明性を確保
- 国際広報室を廃止し、本部広報室と研究推進室の連携により実施

4. 網膜再生医療での連携(強化)

- 世界をリードする日本の再生医療の確立に貢献するため、京都大学iPS細胞研究所との連携を推進

(3) 研究不正防止対策について

課題

- ① 研究室任せの研究倫理の教育・研修から、体系的かつ履修管理を行う研修体制への見直し
- ② 新任研究室主宰者や若手研究者の育成体制等の明確化
- ③ 研究室主宰者の選考手続きの明文化
- ④ 実効性に乏しい成果発表の承認手続きの見直し
- ⑤ 無断引用防止のための具体的な仕組みの構築
- ⑥ 実験データの記録・管理のルールの明確化



アクションプランにおける取組内容

1. **研究倫理教育の徹底**
 - 世界標準の研究倫理教育プログラムを導入・徹底
 - 研究倫理教育・研修の体系的実施と受講の徹底
 - 契約更新面談等において、規程遵守の意識確認
2. **若手研究者が能力を発揮する環境の整備**
 - 新任研究室主宰者に、複数のメンターを配置
 - 経験がない研究室主宰者については、研究成果の発表手続きの確認や研究室運営等に関し、所属長等の指導監督を受ける仕組みを創設
 - 採用手順の文書化、選考過程の記録
 - 採用選考において、センター外・異分野の専門家の意見を考慮
3. **論文の信頼性を確保する仕組みの構築**
 - 研究成果発表時の基本的確認項目を定める
 - 論文発表プロセスが適切に行われていることについて、研究倫理教育責任者が厳しく点検
 - 論文類似検索ツールの導入
4. **実験データの記録・管理に関する具体的なシステム**
 - 実験データの最低保存期間を成果発表後5年と定める
 - 研究倫理教育責任者による実験記録・管理方法の点検

研究不正防止に係る取組みについて、第三者によるモニタリングにより確実に実施

1. 研究不正防止に係る改革のモニタリング機能の新設

- アクションプランの履行状況をモニタリングするため、外部有識者からなる「運営・改革モニタリング委員会」を設置

2. 中期計画の見直し及び主務大臣による評価

- アクションプランにおける主要な取組みをより確かなものとするため、中期計画を変更して研究不正防止の取組みを位置づけ、研究不正防止の取組みに関して主務大臣による評価を受ける

3. アクションプランの見直し

- 運営・改革モニタリング委員会のモニタリング結果や主務大臣による評価結果を的確に反映
- PDCAサイクルを回すことで、常によりよい取組みが行えるよう、適宜見直しを実施

(参考) 理化学研究所全体のガバナンスの体制

